

(案)

ニセコ町介護予防及び生活支援事業条例の一部を改正する条例

ニセコ町介護予防及び生活支援事業条例（平成12年ニセコ町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第3号中「200円」を「500円」に改める。

第5条第2項第5号中「100円」を「500円」に改め、同項第6号中「500円」を「1,000円」に改める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。